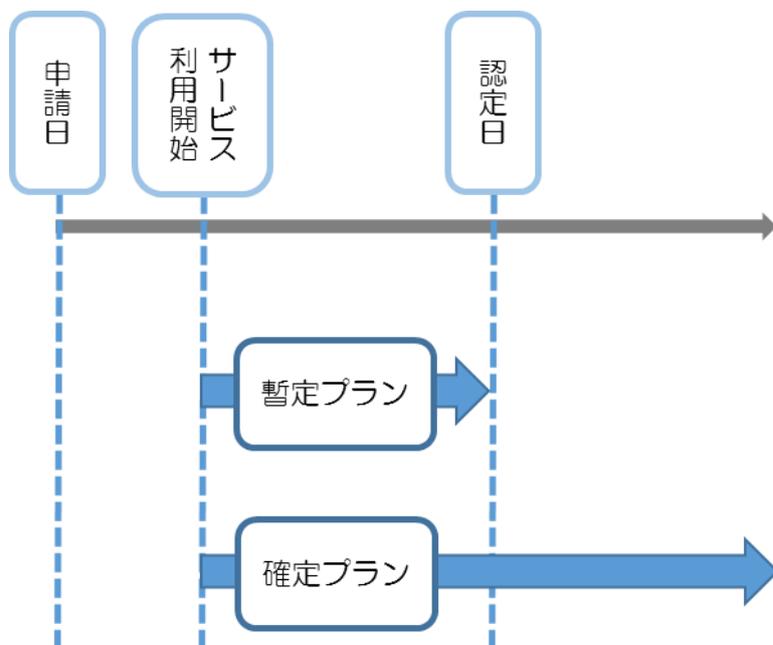


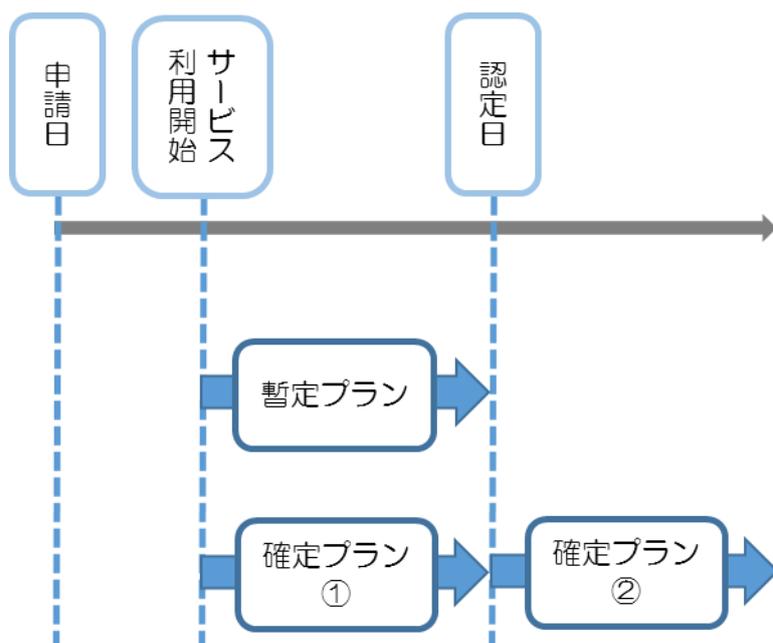
暫定プランの取扱いについて（別紙）

A 暫定プランと確定プランの開始日について

I・IIの一部（軽微な変更）・III・V（委託）・VII



IIの一部（軽微な変更ではない）・IV・V（委託なし）・VI



B 暫定プラン→確定プランで「一連の業務」を省略できる「軽微な変更」の例

サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの随時的・一時的なもので、単なる曜日・日付の変更のような場合。
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度の増減のような場合。
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更。
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題・目標・サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合。

※「軽微な変更」か否かを考える際は、どうしてその変更が必要なのかを考えましょう。利用者や家族の状態・状況が変化することで恒常的に変更が必要になったのであれば、「曜日を変更する」だけでも「軽微な変更」にならない場合があります。